

保護者 様

令和 2 年 8 月 25 日
甲佐町立乙女小学校
校長 川上輝美

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の基準・期間の変更について(お願い)

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

現在、本県の定める新型コロナウイルス感染症のリスクレベルが「レベル4 特別警報」であることを踏まえ、熊本県教育委員会では「新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の基準」が改訂されました。

つきましては、児童生徒や保護者・地域の皆様へのウイルス感染を防ぐため、学校では今後下記の出席停止の基準・期間で対応をいたします。ご家庭におきましても、ご対応をよろしくお願い致します。

なお、出席停止等についてご不明な点がございましたら、乙女小学校(234-0078)教頭福永までご連絡をお願い致します。

記

1 出席停止の基準・期間

	基 準	期 間
①	幼児児童生徒(以下、「児童生徒等」という。)の感染が判明した場合	治癒するまで
②	児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間
③	児童生徒等がPCR検査を受けることが決定した場合(上記②の濃厚接触者に特定された者を除く)	陰性と判明するまでの期間
④	児童生徒等に発熱等の風邪症状や息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障がい等の症状がみられる場合	症状がみられなくなるまで
⑤	海外から帰国し、政府から自宅待機を要請された場合	政府から要請された期間
⑥	その他、校長が出席停止を必要と認める場合	校長が必要と認める期間
⑦	熊本県リスクレベルのレベル4に該当する際、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合	同居の家族に症状がみられなくなるまで

2 ご家庭でご指導をお願いしたいこと

- (1) 毎日の検温、十分な休養(8時間の睡眠)。
- (2) 外出が必要な場合は、マスク着用、帰宅時の手洗い。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関するSNS等の書き込みに安易に同調したり、不確かな情報を拡散したりしない。
- (4) 児童・生徒及び同居のご家族に新型コロナウイルスが疑われる症状(発熱等の風邪症状や息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障がい等の症状がみられる場合)がある場合は、児童・生徒の登校を控え、かかりつけの病院または御船保健所(282-0016)に相談してください。